

## 上富良野町清富地区水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針

北海道水資源の保全に関する条例(平成 24 年北海道条例第 9 号。以下「条例」という。)第 17 条第 4 項の規定に基づき、上富良野町清富地区水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針を次のとおり定める。

### 1 指定の区域

名称	指定の区域
上富良野町清富地区水資源保全地域	空知郡上富良野町 1587 番地 20 から 21 まで、1587 番地 23、1587 番地 73 から 74 まで、1587 番地 76 から 77 まで、1587 番地 79、1587 番地 94、1587 番地 398、1587 番地 614 から 616 まで、3746 番地 1、3746 番地 21 から 37 まで、3746 番地 48 から 51 まで、3746 番地 70、3746 番地 76 から 78 まで、3746 番地 83 から 84 まで、3746 番地 86、3746 番地 96 から 99 まで、3746 番地 101、3746 番地 106 から 107 まで、3746 番地 127 から 129 まで、3746 番地 141 から 150 まで、3746 番地 155 から 160 まで、3746 番地 162 から 168 まで、3746 番地 170、3747 番地 15、3747 番地 32、3747 番地 42 から 49 まで、3747 番地 57 から 63 まで、3747 番地 74 から 90 まで、3747 番地 122 から 124 まで、3747 番地 130 から 138 まで、3747 番地 140 から 153 まで、3747 番地 155 から 156 まで、3747 番地 158 から 161 まで、3747 番地 168、3747 番地 179 から 180 まで、3747 番地 183 から 184 まで、3747 番地 186、3747 番地 188 から 190 まで、3747 番地 192 から 195 まで、3747 番地 198、3747 番地 201、3747 番地 204 から 205 まで、3747 番地 226 から 227 まで、3747 番地 240 から 242 まで、3747 番地 245 から 246 まで、3747 番地 248 から 280 まで、3747 番地 286、3747 番地 288 から 290 まで、3747 番地 294、3747 番地 296 から 310 まで、3747 番地 312 から 313 まで、3747 番地 315、3747 番地 328 から 330 まで、3747 番地 341 から 388 まで、3747 番地 391、3747 番地 394、3747 番地 398 から 400 まで、3882 番地 1、3882 番地 5 から 10 まで、3882 番地 18、3882 番地 25 から 26 まで、3882 番地 33 から 40 まで、3883 番地 8 から 9 まで、3883 番地 25 から 26 まで ※上富良野町清富地区水資源保全地域区域図に示すとおり

### 2 地域別指針

#### (1) 指定の区域に関する基本的事項

対象区域	当該区域は、地下水から原水を取り入れていることから、地下水を取り入れる上富良野町清富地区飲料水供給施設の取水施設が設置されている地点から一定距離の区域とした。
面積	4, 344, 066 m <sup>2</sup>
区域設定の考え方	当該区域の取水地点から半径 1 k m の範囲を基本として、地番単位の区域で国有地を除き水資源保全地域とした。

対象区域の状況	<p>対象区域は、国土利用計画法に基づく北海道土地利用基本計画において農業地域及び森林地域に区分されているほか、森林法に基づく上富良野町森林整備計画において水源涵養林（水資源保全ゾーン）に指定されている森林、水源かん養保安林、また、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域が所在する区域である。</p> <p>さらに、上富良野町清富地区飲料水供給施設の取水施設（給水人口：34人、給水量：8.4 m<sup>3</sup>/日）の周辺区域であることから、水量や水質への悪影響がないよう、適正な土地利用の確保を図る必要がある。</p>
---------	--

## （２）指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項

水資源保全地域は、水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認められる区域であり、その土地利用については、現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、本道の豊かな水資源がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受できるよう、その保全を図る必要があることから、上富良野町清富地区水資源保全地域内の土地所有者等は、別表に掲げる法令をはじめとした土地利用に関する法令に基づき必要な手続等を行うとともに、次の事項に配慮し土地利用を行うものとする。

- ア 水資源の確保や水質への影響が懸念されるような取水行為や開発行為など水資源の保全に支障を来すおそれのある土地利用は、極力避けるよう努めること。
- イ 水源の涵養に大きな役割を果たしている森林の適切な整備及び保全を行うなど、水資源の保全のために必要な措置を講ずるよう努めること。
- ウ 周辺の自然環境や土地利用状況等と調和した土地利用を行うよう努めること。

### 別表

要件	必要な手続等		根拠法令等
土地取引行為を行う場合	事前届出	土地に関する権利を有している者は、契約の3月前に、その旨上富良野町長に届け出ること。	北海道水資源の保全に関する条例
一定面積以上の土地取引行為を行う場合	事後届出	10,000m <sup>2</sup> 以上の土地の場合、土地取得者（買主等）は、契約締結後の2週間以内に、上富良野町長を経由して、知事に届け出ること。	国土利用計画法

要件	必要な手続等		根拠法令等
新たに森林所有者となった場合	事後届出	新たに森林の所有者となった場合は、所有者となった日から90日以内に、上富良野町長に届け出ること（国土利用計画法による届出をした場合は、届出不要）。	森林法
農地又は採草放牧地を売買又は貸借等をする場合	許可	農地又は採草放牧地を売買又は貸借等をする場合は、売主（貸主等）と買主（借主等）が連署で上富良野町農業委員会に申請を行い、許可を受けること。	農地法
農地を転用等する場合	許可	農地を転用する場合及び農地又は採草放牧地を転用するため所有権、賃借権等の権利を設定又は移転する場合は、上富良野町農業委員会の許可（農地が4haを超える場合は知事の許可）を受けること。	農地法
国内非居住者が不動産を取得する場合	事後届出	国内に居住していない者が不動産を取得する場合は、居住の用に供するためのものなどを除き、20日以内に財務大臣に届け出ること。	外国為替及び外国貿易法
土地利用を行う場合	北海道土地利用基本計画に沿った土地利用を行うこと。	北海道土地利用基本計画の土地利用計画図において、「農業地域」として、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域と位置づけられている区域があることから、土地利用については、農用地が食料生産にとって重要な基盤であることから現況農用地は極力その保全と有効利用を図るなど、同計画に基づいた土地利用に努めること。	国土利用計画法
		北海道土地利用基本計画の土地利用計画図において、「森林地域」として、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域と位置づけられている区域があることから、土地利用については、森林の有する諸機能が発揮されるようその整備及び保全を図るなど、同計画に基づいた土地利用に努めること。	

要件	必要な手続等		根拠法令等
建築物や特定工作物の建築等のために行う土地の区画形質の変更を行う場合	許可	都市計画区域外であることから、1 ha 以上の建築物や特定工作物の建築等のために行う土地の区画形質の変更を行う場合、知事又は上富良野町長の許可（開発許可）を受けること。	都市計画法
屋外広告物を掲出する場合	許可	屋外広告物の許可地域に指定されている地域があることから、区域内で、屋外広告物を掲出する場合は、上富良野町長の許可を受けること。	北海道屋外広告物条例
森林の施業を行う場合	市町村森林整備計画に沿った森林施業を行うこと。	森林施業を行う場合は、上富良野町森林整備計画において、水源涵養林（水資源保全ゾーン）にゾーニングされていることから、市町村森林整備計画におけるゾーニングに即した施業に努めること。	森林法
民有林の立木の伐採等を行う場合	事前届出	民有林の立木を伐採しようとする場合は、伐採を始める90日から30日前までに、伐採及び伐採後の造林の方法等を上富良野町長に届け出ること。	森林法
保安林の立木の伐採等を行う場合	許可等	水源かん養保安林に指定された区域があることから、保安林の立木の伐採等を行う場合は、知事に許可等を受けること。	森林法
1ha を超える森林の開発行為を行う場合	許可	地域森林計画の対象となっている民有林において1 ha を超える開発行為（土地の形質を変更する行為）をする場合は、知事等の許可を受けること。	森林法
農用地区域内の開発行為を行う場合	許可	農業振興地域の農用地区域に指定されている区域があることから、区域内で土地の形質変更や工作物の設置等をする場合は、上富良野町長の許可を受けること。	農業振興地域の整備に関する法律
3,000 m <sup>2</sup> 以上の土地の形質の変更を行う場合	事前届出	3,000 m <sup>2</sup> 以上の土地の形質を変える行為を行う場合は、着手予定日の30日前までに、知事に届け出ること。	土壌汚染対策法
特定の開発行為を行う場合	許可	1ha 以上の1 団の土地について行われるスキー場・キャンプ場・乗馬場・射撃場・アーチェリー場・車両競争場の建設、これらの施設を2 以上有する施設の建設、資材置場又は工場用地の造成、土石の採取を行う場合は、知事の許可を受けること。	北海道自然環境等保全条例

要件	必要な手続等		根拠法令等
専用水道の設置等を行う場合	事前確認	一定規模以上の自家用水道等を設置する 場合などは、工事着手前に知事の確認を 受けること。	水道法
自家用工業用水道の 布設を行う場合	事後届出	給水量が一日当たり 5 千立方メートル以 上の自家用工業用水道を布設した場合 は、給水開始後すぐに経済産業大臣に届 け出ること。	工業用水道事業 法
汚水又は廃液を排出 する施設を設置する 場合	事前届出	有害物質を含む汚水又は廃液を排出する 施設（特定施設）を設置する場合は、工 事に着手する 60 日前までに知事に届け 出ること。	水質汚濁防止法
下水道法による特定 施設を設置する場合	事前届出	人の健康や生活環境に悪い影響を与える 物質を排出するおそれのある施設として 法令に定める特定施設を設置等を行う場 合は、着工の 60 日前までに、上富良野 町長に届け出ること。	下水道法
廃棄物処理施設を設 置する場合	許可	廃棄物処理施設を設置又は変更する場合 は、知事の許可を受けること。	廃棄物の処理及 び清掃に関する 法律
廃棄物処理施設のう ち一定の施設を設置 する場合	事業計画書 の提出	廃棄物処理施設のうち一定の施設を設置 又は変更する場合は、水道水源となる原 水に影響を与えるおそれがないよう配慮 等し、知事の求める事業計画書を提出す ること。	北海道循環型社 会形成の推進に 関する条例
周知の埋蔵文化財包 蔵地で土木工事等 を行う場合	事前届出 事前協議	周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等 を行う場合は、着工の 60 日前までに北海道 教育委員会に届け出ること。 また、事業地内に包蔵地がある、隣接す る、所在する可能性がある場合、総工事 面積が 1 ha 以上の場合は、開発事業等 の計画策定時に包蔵地の有無等を地元教 育委員会に照会の上、必要に応じ北海道 教育委員会に協議すること。	文化財保護法
特定工場を設置等 する場合	事前届出	敷地面積 9,000 m <sup>2</sup> 以上又は建築面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上の特定工場（製造業、電気・ ガス・熱供給業者）を設置、変更等を行 う場合は、工事等の開始の 90 日前まで に、上富良野町長に届け出ること。	工場立地法

要件	必要な手続等		根拠法令等
鉱物を採掘する場合	認可	鉱物資源の採掘を行う場合は、鉱業権の設定を受けた後、鉱業実施の基本計画となる施業案を定め北海道経済産業局長の認可を受けること。	鉱業法
鉱物を探査する場合	許可	地震探鉱法による鉱物の探査を行う場合は、北海道経済産業局長の許可を受けること。	鉱業法
砂利を採取する場合	認可	砂利の採取を行う場合は、採取を行う場所ごとに採取計画を定め、知事又は河川管理者の認可を受けること。	砂利採取法
岩石を採取する場合	認可	岩石の採取を行う場合は、採取を行う場所ごとに採取計画を定め、知事の認可を受けること。	採石法
河川の流水や敷地の利用を行う場合	許可、届出	河川の流水・土地の占用、土石等の採取、河川敷地内での工作物の新築等、土地の掘削・盛土、竹木の流送、汚物の洗浄、土石のたい積などを行う場合は河川管理者の許可を受けること。また、1日一定量以上の汚水を河川に排出する場合は、河川管理者に届け出ること。	河川法及び普通河川管理条例
温泉の採取等を行う場合	許可	温泉を湧出させる目的の土地の掘削、温泉の採取、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合は、知事の許可を受けること。	温泉法
ホテル、旅館などの経営を行う場合	許可、届出	ホテルや旅館などの旅館業の経営を行う場合は、知事に許可を受けること。また、施設等の変更や廃止を行う場合は届け出ること。	旅館業法
ゴルフ場の開発を行う場合	事前協議	ゴルフ場の開発については、知事に事前に協議すること。	ゴルフ場開発の規制に関する要綱
一定規模以上の建物等の建設を行う場合	事前協議	一定規模以上の建物等の建設などをする場合は、上富良野町長に事前協議を行うこと。	かみふらの景観づくり条例

※本表は、根拠法令等の改正等があった場合は随時更新するものとする。